

議案第104号

世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者を指定
するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田
 谷区立総合運動場及び世田谷区立大蔵第二運動場の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立大蔵運 動場	公益財団法人世 田谷区スポーツ 振興財団	東京都世田谷区大蔵 四丁目6番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立二子玉 川緑地運動場	公益財団法人世 田谷区スポーツ 振興財団	東京都世田谷区大蔵 四丁目6番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立大蔵第 二運動場	公益財団法人世 田谷区スポーツ 振興財団	東京都世田谷区大蔵 四丁目6番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで